

患者の皆さん、 マイナンバーカードで 受付してください



今回お持ちでない方は、次回からご持参ください

一人ひとりの過去の薬剤・診療情報などに基づいたより良い医療が受けられます



2024年12月2日から 現行の健康保険証の新規発行は終了します

- 12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間です。
- 12月2日以降、健康保険証として利用できるマイナンバーカードがお手元にない方には、現行の健康保険証が使えなくなる前に「資格確認書」を順次交付します。
- カードの券面にある電子証明書の有効期限にご注意ください。マイナポータルでも確認できます。期限切れの場合は市区町村窓口で再発行してください。
- 医療機関・薬局の窓口でカードが利用出来ない場合も、適切な自己負担（3割等）のもと、保険診療が受けられますので、安心して受診してください。

マイナンバーカードは 持ち歩いても 大丈夫



あなたのマイナンバーカードを使って、
他人が手続きすることはできません。

※他人があなたのマイナンバーを見ても手続きできません

ICチップには、医療情報、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は入っていません。

紛失したときでも、マイナンバー総合フリーダイヤルでは24時間365日体制にてカードの一時利用停止を受け付けています。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他

050-3816-9405